日本国山梨県とインド共和国ウッタル・プラデーシュ州との

観光分野における交流促進に関する覚書

日本国山梨県とインド共和国ウッタル・プラデーシュ州（以下「両県州」という。）は、2024年12月23日に締結した「インド共和国ウッタル・プラデーシュ州観光局と山梨県との間の相互利益関係構築のための基本協定」（以下「基本協定」という。）に基づき、国際交流及び相互理解の促進を図るため、観光分野における交流の推進に関し、次のとおり覚書を締結する。

第1条：目的

本覚書は、両県州の観光分野における具体的かつ実効性のある交流を推進し、相互理解の深化及び観光振興に寄与することを目的とする。

第2条：協力事項

両県州は、次に掲げる事項について相互に協力する。

1. 観光振興及び誘客を目的とする施策に関するノウハウ及び情報の共有
2. 両県州が実施する観光プロモーション活動における連携
3. 両県州における魅力を発信するためのドラマ等映像作品の共同制作及び発信
4. 両県州の観光資源の理解を深めるために、観光業者や関連する関係者同士の交流の促進
5. 両県州の宗教的・文化的遺産を特色とする観光ルートの広報及び相互の観光客交流の促進
6. 仏教、スピリチュアル及びウェルネスツーリズムの促進
7. 相互に合意した場合の、観光ルート、キャンペーン、展示会、セミナー、デジタルコンテンツその他の広報活動の共同推進
8. 日本の「富士山－信仰の対象と芸術の源泉」及びウッタル・プラデーシュ州の仏教

遺跡サールナートのユネスコ世界遺産としての価値に関する相互認識の促進

9. その他、本覚書の目的達成のため両県州が必要と認める事項

第3条：費用負担

本覚書の実施に係る費用は、各県州がそれぞれ行う取り組みについて、各々が負担するものとする。ただし、これによることが適当でない場合は、両県州で協議の上決定する。

第4条：連絡窓口

・山梨県：観光文化スポーツ部

・ウッタル・プラデーシュ州：観光局（インド、ウッタル・プラデーシュ州事務局）

第5条：覚書の性質

本覚書は、両県州にいかなる法的拘束力、法的義務又は法的権利を生じさせない。

第6条：有効期間

本覚書は署名の日から効力を生じ、基本合意書の有効期間中、有効とする。

基本合意書の有効期間中に、両県州のいずれかが本覚書に基づく協力の終了を希望する場合は、終了希望日の３か月前までに相手方へ通知する。

第7条：相違事項の解決方針

本合意書の解釈又は実施に起因するいかなる相違も、両県州の協議及び／又は交渉を通じて友好的に解決される。

これを証するために、正式に権限を持つ署名者が、この覚書に署名した。

本覚書は、2026 年 8 月 21 日に、ラクナウにて署名を行う。

英語により各 2 通作成し、両県州で保有する

山梨県側

署名

小泉嘉透

観光文化・スポーツ部長

UP 州側

署名

ジャイヴィール・シン

観光省長

ウッタル・プラデーシュ州政府